

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則）

○南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び
休暇等に関する条例施行規則

〔平成7年3月31日〕
規則第1号

改正	平成12年 3月15日規則第1号	平成19年 3月29日規則第5号
	平成20年 8月18日規則第4号	平成20年 8月18日規則第5号
	平成21年 3月31日規則第1号	平成30年10月29日規則第1号
	平成30年11月30日規則第2号	平成31年 4月 1日規則第1号
	令和 3年12月30日規則第1号	令和 4年10月 1日規則第3号
	令和 5年 3月27日規則第8号	令和 6年 3月25日規則第2号

南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成5年規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 業務の性質上前項の規定により難しいときは、条例で規定する範囲内で職員の勤務時間を別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

らない。

- (1) 週休日が毎4週につき4日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

（週休日の振替等）

第4条 条例第5条で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は週休日の振替（条例第5条の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日「4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。」）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条に同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 任命権者は、条例第4条第2項により勤務時間を割振り、又は週休日の振替等を行った場合には職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

5 任命権者等（任命権者又は週休日の指定についてその委任を受けた者をいう。）は、条例第3条第2項、第4条及び第5条の規定による週休日の指定及び指定の変更又は割振りの変更を行ったときは、別に定める指定簿にその旨記載するものとする。

（休憩時間）

第5条 職員の休憩時間は午後零時から60分とする。

2 任命権者は、条例第4条第2項の規定により勤務時間を割振りする場合において、前項の規定によると能率を阻害すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、別の時間帯において、休憩時間を置くことができる。

（宿日直勤務）

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

第6条 組合長は、業務の都合により、職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限を受ける職員に係る配偶者の制限）

第6条の2 条例第8条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下、この号及び次号において同じ。）において就業しない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第6条の3 深夜勤務（深夜における勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求しようとする職員は、任命権者が定める深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに任命権者に請求しなければならない。

2 深夜勤務の制限の請求（条例第8条第1項の規定による請求をいう。以下同じ。）があった場合においては、任命権者は、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求を行った職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求を行った職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、深夜勤務の制限の請求について、その事由を確認する必要があると認められるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第6条の4 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

子でなくなったこと。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。

(4) 削除

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限終了日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第6条の5 第6条の2の規定は、条例第8条第2項又は第3項の規則で定める者について準用する。この場合において、第6条の2第1号中「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下、この号及び次号において同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数）」とあるのは、「就業していない者（就業日数）」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第6条の6 時間外勤務（条例第8条第2項又は第3項に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求しようとする職員は、任命権者が定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに任命権者に請求しなければならない。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 時間外勤務の制限の請求（条例第8条第2項又は第3項の規定による請求をいう。以下同じ。）があった場合においては、任命権者は、条例第8条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求を行った職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認められるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則）

間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行った職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、時間外勤務の制限の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第6条の7 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務の制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
 - (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
 - (2) 当該請求に係る子が、条例第8条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達したこと。
 - 3 前2項の場合（前項第2号に掲げる場合を除く。）において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
 - 4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等）

第6条の8 第6条の2の規定は、条例第8条第4項において準用する同条第1項の規則で定める者について準用する。この場合において、第6条の2各号列記以外の部分中「子」とあるのは「要介護者（同条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）」と、同条第2号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

- 2 第6条の5第1項の規定は、条例第8条第4項において準用する同条第3項の規則で定める者について準用する。この場合において、第6条の5第1項において読

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

み替えて準用する第6条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

- 3 第6条の3、第6条の4、第6条の6及び前条（同条第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第6条の4第1項第1号、第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第1項第1号、第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6条の6第1項及び第3項中「第8条第2項又は第3項」とあるのは「第8条第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項中「第8条第2項又は第3項の」とあるのは「第8条第3項の」と、「条例第8条第2項又は第3項に」とあるのは「同項に」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、同条第3項中「前2項の場合（前項第2号に掲げる場合を除く。）」とあるのは「前2項の場合」と読み替えるものとする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

- 第6条の9** 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第7条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

- 第6条の10** 任命権者は、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

- 第6条の11** 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 4 5 時間

（イ） 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 3 6 0 時間

イ 1 年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、組合長が定める期間において組合長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 1 0 0 時間未満

イ 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について 8 0 時間

エ 1 年のうち 1 箇月において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。組合長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として組合長が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第 1 項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わな

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

ればならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、組合長が定める。

（時間外勤務代休時間の指定）

第6条の12 条例第7条の2第1項の規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号。以下「給与条例」という。）第13条第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、条例第7条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第5項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第13条第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

- 4 任命権者は、条例第7条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則）

の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第7条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、組合長が定める。

（代休日の指定）

第7条 条例第10条第1項に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等について行わなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

（年次有給休暇）

第8条 職員の年次有給休暇の期間は、1暦年について20日とする。ただし、年の途中において採用された職員はその年の年次有給休暇の日数は、次の表に定めるところによる。

採用された月	その年に与えられる年次有給休暇の日数	採用された月	その年に与えられる年次有給休暇の日数
1月	20日	7月	10日
2月	18日	8月	8日
3月	17日	9月	7日
4月	15日	10月	5日
5月	13日	11月	3日
6月	12日	12月	2日

- 2 年次有給休暇の計算は暦年による。
- 3 年次有給休暇は、1日又は半日若しくは1時間を単位として与えるものとする。1時間を単位としている年次有給休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。
- 4 条例第12条第1項第3号で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

- 5 年次有給休暇は職員の請求する時季にこれを与えなければならない。ただし、業務の運営に支障あるときは、任命権者は他の時季にこれを与えることができる。

（年次有給休暇の繰越し）

第9条 条例第12条第2項で定める日数は、1の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）とする。

（病気休暇）

第10条 職員の病気休暇の期間は、次の表に定める基準によるものとする。

原 因	期 間
1 公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間
2 結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病及び悪性新生物による疾病	1年をこえない範囲内でその療養に必要な期間
3 前2号以外の負傷又は疾病	3月をこえない範囲内でその療養に必要な期間

（特別休暇）

第11条 職員の特別休暇の期間は、次の表に定める基準によるものとする。

原 因	期 間
1 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認める期間
2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難	その都度必要と認める期間
3 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間をこえない範囲内でその都度必要と認める期間
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への	その都度必要と認める期間

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

出頭	
5 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務ことが相当であると認められる場合	1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の組合長が認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日の範囲内の期間)
7 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間
8 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合(産前休暇)	出産の日までの申し出た期間
9 女子職員が出産した場合(産後休暇)	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
10 生後1年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

<p>11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日の範囲内の期間</p>
<p>12 父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>13 忌引</p>	<p>別表に定める期間内において必要と認める期間</p>
<p>14 結婚</p>	<p>5日以内</p>
<p>15 職員の妻が出産する場合</p>	<p>2日を超えない範囲内で必要とする期間</p>
<p>16 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子も含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
<p>17 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年の7月から9月の期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、1の年の6月から10月までの期間）内における、週休日、条例第7条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部に</p>

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

	<p>ついて時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p>
<p>18 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>19 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため、その勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって任命権者が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>1の年において5日の範囲内の期間</p>

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

<p>20 職員が20年、30年及び40年勤続した場合において、職員が心身のリフレッシュ等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>勤続表彰を受けた日の翌日から1年を経過する日までの期間内における、週休日、条例第7条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p>
<p>21 その他特別の事由があるとき</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>

（介護休暇）

第12条 条例第15条第1項で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹。
- (2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者。

2 条例第15条第1項で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲とする。

（病気休暇、特別休暇の承認）

第13条 条例第16条に規定する任命権者の承認はあらかじめ受けておかなければならない。

2 病気、災害、その他やむを得ない事由により前項の規定によることが出来なかった場合においては、その勤務しなかった時間の属する日又は勤務しなかった日（勤務しなかった日が2日以上に及ぶときは、その初日）から休日及び週休日又は休日を除いて3日以内にその理由を付して任命権者の承認を受けなければならない。

ただし、任命権者は、その期間後に承認の要求があった場合においては、この期間中に承認を求めることができない正当な事由があった場合に限り承認を与えることができる。

3 前項の承認を得る場合において職員は医師の証明書、その他勤務を要しない事由

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

を明らかにする書面を提出しなければならない。ただし、その事由が明白であるとして任命権者が認めた場合はこの限りでない。

（介護休暇の承認）

第14条 任命権者は介護休暇の請求について、条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求にかかる期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間についてはこの限りではない。
（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第15条 年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員はあらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を受けることができる。

（介護休暇の請求）

第16条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の規定において、条例第15条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について始めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについての定めとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第3条の2の承認を得ている勤務を要しない日の振替及び半日勤務の時間の割振り変更についての定めは、新規則第4条の規定に基づく週休日の振替等についての定めとみなす。

4 この規則の施行の日の前に使用された旧規則第6条第2号、第11号、第13号及び第14号の特別休暇であって、同一の事由について新規則第11条第3号、第11

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

号、第12号及び第13号に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同条第3号、第11号、第12号及び第13号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

- 5 この規則の施行の日の前に行われた旧規則第6条第8号の規定による申出であつて、同一の事項について新規則第11条第7号による申出を行う必要のあるものについては、同条第7号の規定により行われたものとみなす。

附 則（平成12年3月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月29日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月18日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月18日規則第5号）

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月29日規則第1号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日規則第2号）

この規則は、平成30年11月30日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月30日規則第1号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日規則第3号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第8号）

（施行期日）

- 第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則）

第2条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、第2条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第7条の10の規定を適用する。

附 則（令和6年3月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

死亡した者	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考

葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加算すること

第4章 人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
施行規則）

ができる。